

## ○群馬県警察職員の任用に関する訓令

昭和42年11月10日本部訓令甲第27号

### 改正

昭和43年10月30日本部訓令甲第27号  
昭和49年4月19日本部訓令甲第5号  
昭和49年7月13日本部訓令甲第11号  
昭和51年3月31日本部訓令甲第1号  
昭和52年3月31日本部訓令甲第3号  
昭和62年1月27日本部訓令甲第2号  
昭和63年3月31日本部訓令甲第4号  
平成元年3月16日本部訓令甲第2号  
平成2年3月20日本部訓令甲第1号  
平成3年10月31日本部訓令甲第13号  
平成5年3月10日本部訓令甲第4号  
平成5年11月26日本部訓令甲第16号  
平成6年6月1日本部訓令甲第13号  
平成7年3月3日本部訓令甲第2号  
平成7年8月22日本部訓令甲第23号  
平成11年3月15日本部訓令甲第8号  
平成13年3月15日本部訓令甲第2号  
平成15年9月12日本部訓令甲第15号  
平成19年3月7日本部訓令甲第2号  
平成20年3月6日本部訓令甲第3号  
平成21年7月7日本部訓令甲第14号  
平成24年3月9日本部訓令甲第3号  
平成26年3月10日本部訓令甲第4号  
平成26年7月29日本部訓令甲第15号  
平成29年3月29日本部訓令甲第5号  
平成30年3月13日本部訓令甲第5号  
平成31年2月26日本部訓令甲第1号

群馬県警察職員の任用に関する訓令を次のように定める。

### 群馬県警察職員の任用に関する訓令

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 職員の採用（第3条—第5条）

### 第3章 職員の昇任及び降任

#### 第1節 警察官の昇任（第6条—第8条）

#### 第2節 一般職員の昇任（第9条・第10条）

#### 第3節 職員の降任（第10条の2）

### 第4章 昇任試験等

#### 第1節 昇任試験委員会（第11条）

#### 第2節 昇任試験（第12条—第25条）

#### 第3節 特例選考昇任（第26条—第28条）

#### 第4節 警部補及び巡査部長の選抜・選考昇任（第29条・第30条）

#### 第5節 合格又は内定の取消し（第31条）

### 第5章 条件付採用（第32条）

## 附則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職員の任用に関する規則（昭和36年群馬県人事委員会規則第9号。以下「任用規則」という。）及び職員の採用試験に関する規則（平成元年群馬県人事委員会規則第11号。以下「採用試験規則」という。）に規定するもののほか、群馬県警察職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 単に「警察官」というときは、地方警察職員たる群馬県警察官をいう。
- (2) 「一般職員」とは、警察官以外の職員をいう。
- (3) 「職員」とは、警察官及び一般職員をいう。
- (4) 「所属長」とは、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属の長をいう。
- (5) 「初任教養」とは、新たに巡査の階級に採用され、警察学校において初任教養中の警察官をいう。

第2章 職員の採用

(警察官の採用)

第3条 警察官は、採用試験規則第2条第5号の規定により行う採用試験に合格した者のうちから、巡査の階級により採用するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、選考により、その者の経歴に相当する階級で採用することができる。

- (1) 現に警察庁若しくは他の都道府県の警察官又は皇宮護衛官である者を警察官に採用する場合
- (2) かつて警察官であった者を警察官に採用する場合
- (3) 任用規則第9条第2号、第6号又は第7号の規定により警察官に採用する場合

第4条 削除

(一般職員の採用)

第5条 一般職員は、採用試験規則第2条第2号、第3号、第6号及び第7号の規定により行う採用試験に合格した者のうちから採用するものとする。ただし、任用規則の定めるところにより選考による採用が認められている職へ採用する者についてはこの限りでない。

第3章 職員の昇任及び降任

第1節 警察官の昇任

(昇任)

第6条 警察官の昇任は、警視の階級への昇任は選考によるものとし、警部以下の階級への昇任は昇任試験、選抜及び選考によるものとする。

2 別表第1に掲げる特例選考昇任資格基準に該当する警察官については、前項の規定にかかわらず特例選考により昇任させることができる。

(巡査長の任命)

第7条 巡査の階級にある警察官の巡査長の職への任命は、別に定めるところにより行う。

(昇任の基準)

第8条 警察官は、1階級に3年以上勤務した後でなければ、上の階級へ昇任させないものとする。ただし、群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）が特に指定した場合はこの限りでない。

第2節 一般職員の昇任

第9条 削除

(上の職への昇任)

第10条 一般職員の主任等（群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号）第10条及び第28条に規定する主任等をいう。）以上の職への昇任は、選考によるものとする。

2 永年勤続して退職する一般職員で、在職中の勤務成績が優良と認められるものその他の本部長が特に必要と認める一般職員については、前項の規定にかかわらず、特例選考により昇任させることができる。この場合において、その実施、方法等については、警察官の特例選考の例に準じて行うものとする。

第3節 職員の降任

(職員の降任)

第10条の2 職員が自ら降任を願い出た場合は、別に定めるところにより降任させることができる。

第4章 昇任試験等

第1節 昇任試験委員会

(試験委員会)

第11条 警察官の昇任試験（以下「昇任試験」という。）を行うため、群馬県警察本部（以下「本部」という。）に、群馬県警察官昇任試験委員会（以下「試験委員会」という。）を置く。

- 2 試験委員会は、委員長及び委員で組織し、委員長は本部長を、委員は本部の部長、警務部警務統括官、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び特に本部長の指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、昇任試験を実施するにあたり、本部の課長（警務課長を除く。）若しくは警察学校長又は専門的技能を有する職員を、補助者として指名することができる。
- 4 試験委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

第2節 昇任試験

(昇任試験の種別)

第12条 昇任試験の種別は、巡査部長昇任試験、警部補昇任試験及び警部昇任試験とする。

(受験資格)

第13条 昇任試験は、別表第2に掲げる資格要件に該当する者でなければ受けることができない。ただし、本部長が必要と認めるときは受験資格年限を短縮し、若しくは延長し、又は術技等の資格要件にかかわらず受験させることができる。

- 2 群馬県警察から出向又は派遣されて関東管区警察局等に所属する警察官で、前項に規定する受験資格に相当する資格を有する者は、その所属の長から委託申込みがあつた場合には受験させることができる。
- 3 前2項に該当する者であつても、筆記試験期日前1年以内に減給以上の懲戒処分を受けたものであるときは、昇任試験を受けることができない。ただし、本部長が特に承認した場合はこの限りでない。

(受験の申出)

第14条 昇任試験を受けようとする者は、所属長にその旨申し出なければならない。

(受験報告)

第15条 所属長は、所属の警察官のうちに昇任試験の受験希望者があった場合は、別に定める昇任試験受験希望者名簿を作成し、委員長に報告しなければならない。

(昇任試験の方法)

第16条 昇任試験の方法は、予備試験、筆記試験、術科試験及び口述試験とする。ただし、本部長が特に必要と認める者については、これを一部省略することができる。

- 2 筆記試験は、原則として予備試験に合格した者について行うものとする。
- 3 術科試験及び口述試験は、原則として筆記試験に合格した者について行うものとする。

(筆記試験の科目)

第17条 予備試験及び筆記試験の科目は、次に掲げるとおりとする。ただし、本部長が必要と認める場合は、これを統合し、又は一部を省略することができる。

(1) 予備試験

- ア 法学
- イ 警務一般
- ウ 生活安全・地域警察
- エ 刑事警察
- オ 交通警察
- カ 警備警察
- キ 社会常識

(2) 筆記試験

- ア 法学
- イ 警務一般
- ウ 生活安全・地域警察